

くるびご利用規程

くるびは「ガスメーターの遠隔しゃ断サービス」、「住宅用ガス警報器による台所通報サービス（火災・ガス・不完全燃焼）」から構成される基本サービスと、お客さまのご希望により任意に追加していただける「住宅用火災警報器による火災通報サービス」、「安心かけつけボタンによる救急通報サービス」、「ガス消し忘れ自動通報サービス」の各サービス（オプションサービス）により構成されるサービスです。

「ガスメーターの遠隔しゃ断サービス」は、ガスメーターを操作してガス供給を止めるサービスです。個別のガス器具へのガス供給を止めることはできません。

「住宅用ガス警報器による台所通報サービス（火災・ガス・不完全燃焼）」は、台所における火災・ガスもれ・不完全燃焼（一酸化炭素）の発生の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。台所における火災・ガスもれ・不完全燃焼の発生を未然に防止したり、発生した火災の鎮火を行ったり、ガス・一酸化炭素を拡散・排出したりするサービスではありません。

「住宅用火災警報器による火災通報サービス」は、火災の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。火災の発生を未然に防止したり、発生した火災の鎮火を行ったりするサービスではありません。

「安心かけつけボタンによる救急通報サービス」は、火災等や身体に関する非常事態発生の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。防犯や介護を目的としたサービスではありません。

「ガス消し忘れ自動通報サービス」は、ガスメーターにてガスのご使用状況を監視するサービスです。調理器具の焦げ付きや立ち消えやお風呂の沸かし過ぎを防止したり、個別のガス器具のご使用状況を監視したりすることはできません。

（目 的）

第1条 このご利用規程は、大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）がお客さまに対して、「くるびこ」サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供する契約（以下「本契約」といいます。）の内容について定めるものです。

（本サービスの内容）

第2条 本サービスは以下の各サービスから構成されます。各サービスの詳細については、後記「本サービスを構成する各サービスの概要について」の記載内容をご覧ください。

- ①基本サービス（以下のサービスがセットになっています。）
 - 「ガスメーターの遠隔しゃ断サービス」
 - 「住宅用ガス警報器による台所通報サービス（火災・ガス・不完全燃焼）」
- ②お客さまのご希望により任意に追加していただけるサービス（オプションサービス）
 - 「住宅用火災警報器による火災通報サービス」
 - 「安心かけつけボタンによる救急通報サービス」
 - 「ガス消し忘れ自動通報サービス」

2. お客さまは、オプションサービスのみをご契約いただくことはできません。

（契約期間）

第3条 本契約は、お客さまに必要事項をご記入いただいた「くるびご利用申込書」（以下「ご利用申込書」といいます。）を大阪ガスが受領し、大阪ガスがお客さまのお申込を承諾した日から、効力が生じます。

2. 本契約の期間は、前項による大阪ガスの承諾日から開始し、次条に規定する本サービスのご利用開始日から5年後までとします。
3. 契約期間満了日の3ヶ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、本契約は、同一条件でもってさらに1年間更新するものとし、以降も同様といたします。

（本サービスの開始）

第4条 本サービスのご利用開始日（以下「サービス開始日」といいます。）は、お客さまからのご利用申込書の受領、大阪ガスの承諾、第6条に定める機器等の取付作業、通信テスト、および大阪ガスの登録手続きが全て終了してからとなり、通常は取付作業の当日となります。

2. 大阪ガスはお客さまに対し、サービス開始日を、サービス開始日以後速やかに郵便物等でお知らせいたします。

（必要な機器等）

第5条 本サービスをご利用いただくために必要な機器は以下のものです。

- ①基本サービスをご利用いただくために必要な機器
 - ・通信機能付きガスメーター（以下「ガスメーター」といいます。）
 - ・通信ユニットおよびメーター無線装置（以下「大阪ガス通信装置」といいます。）
 - ・無線送信機
 - ・住宅用ガス警報器
- ②「住宅用火災警報器による火災通報サービス（オプションサービス）」をご利用いただくために必要な機器
 - ・無線送信機
 - ・住宅用火災警報器
- ③「安心かけつけボタンによる救急通報サービス（オプションサービス）」をご利用いただくために必要な機器
 - ・安心かけつけボタン

2. 無線送信機・住宅用ガス警報器・住宅用火災警報器・安心かけつけボタンを総称して、以下「大阪ガス通信機器」といいます。

（大阪ガス通信装置等の設置および配線工事）

第6条 大阪ガスは、本サービスを提供するにあたり、ガスメーターおよび大阪ガス通信機器と大阪ガスセキュリティサービス株式会社（以下「OSS」といいます。）等の監視センター（以下「監視センター」といいます。）との通信を可能とするため、お客さまの通信回線（大阪ガスが指定する常時接続のインターネット回線または固定電話回線が必要です）に大阪ガス通信装置を接続して使用いたします。お客さまは、大阪ガスがお客さまの通信回線に大阪ガス通信装置を接続する工事を行い、通信回線を本サービスのために使用することについて、異議なくご承諾いただきます。なお、通信回線に関する契約については、通信回線会社とお客さま等が

ご締結いただき、大阪ガスは関与いたしません。また、通信回線に必要な通信機器についても、お客さまがご準備いただき、大阪ガスは関与いたしません。

2. お客さまがお客さまの通信回線の種別・契約等を変更される場合は、本サービスをご提供できなくなる場合がありますので、お客さまはその変更に関し、大阪ガスまでお知らせいただくこととします。
3. お客さまがお客さまの通信回線の種別・契約等を変更されたために、大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器の設定調整、部品交換または機器交換を要する費用は、お客さまにご負担いただきます。
4. 大阪ガスの責任によらないお客さまの通信回線の不具合もしくは不通により、異常信号が送信されない場合は、そのために発生した事態・損害について大阪ガスはその責任を負いません。

(監視ステッカー)

第7条 大阪ガスは、本サービス提供期間中、お客さまに対して、本サービスを提供していることを示すステッカー（以下「監視ステッカー」といいます。）を大阪ガスが規定する枚数まで貸与します。

(大阪ガス通信装置等の所有区分等)

- 第8条** 大阪ガス通信装置、大阪ガス通信機器、および監視ステッカーは、お客さまが購入された住宅用ガス警報器および住宅用火災警報器を除き、大阪ガスの所有といたします。住宅用ガス警報器および住宅用火災警報器を、大阪ガスとのリース契約によりご利用されている場合の当該機器の所有権については、当該機器のリース契約の定めによるものとします。ガスメーターは、大阪ガスの「一般ガス供給約款」の規定にしたがい、大阪ガスの所有といたします。
2. お客さまは、大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器を、大阪ガスの事前の承諾を得ることなく、取外し、位置替え、第三者への譲渡または転貸等を行なうことができません。ただし、安心かけつけボタンの位置替えについてはこの限りではありません。

(大阪ガス通信装置等の維持管理)

- 第9条** お客さまには、1ヶ月に1回の頻度で定期的に、別途定める要領に従い住宅用ガス警報器、住宅用火災警報器、安心かけつけボタンからの信号送信テスト（これらの内容を総称して、以下「大阪ガス通信機器定期点検」といいます。）を行なっていただきます。なお、大阪ガス通信装置および大阪ガス通信機器定期点検に要する通信費用は、お客さまにご負担いただきます。
2. お客さまが、大阪ガス通信機器定期点検等により大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器等の異常または故障を発見した場合には、ただちに大阪ガスに連絡していただきます。
 3. 大阪ガスは、前項の連絡を受けたときは、異常または故障の発生している大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器の点検を行ない、正常に作動するように修理いたします。当該大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器が大阪ガスにより修理または原状復旧されるまでの間、当該大阪ガス通信装置および大阪ガス通信機器を用いて行なうサービスの提供は停止されます。なお、この間においても第13条に規定するサービス料金等については、何ら変更はないものとします。
 4. お客さまの責めに帰すべき事由により、大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器が毀損または滅失した場合には、その修復等に要する費用はお客さまにご負担いただきます。お客さまの都合による大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器の位置替え等についてもお客さまに費用を負担いただくこととし、この場合は、事前に大阪ガスに連絡いただきます。
 5. お客さまが大阪ガス通信機器定期点検を行わないなど、お客さまの責めに帰すべき事由により、大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器が誤作動したことにより、係員が出勤した場合には、その出勤に要する費用はお客さまにご負担いただきます。お客さまが、本契約に規定する本サービスの内容・目的に反して係員を出勤させた場合も同様といたします。

(立ち入り等)

第10条 大阪ガスまたは大阪ガスの指定する第三者は、本サービスの遂行、大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器に関する設置、維持管理、または撤去のために必要がある場合には、本サービスの対象として監視を実施する物件（以下「対象物件」といいます。）に立ち入ることができるものとし、お客さまは、当該立ち入り、設置、維持管理または撤去に正当な事由がない限り、立ち入りを承諾するものとします。

(鍵預かり)

第11条 本サービスでは、対象物件の鍵をお預りいたしません。

(緊急連絡先電話番号)

- 第12条** 監視センターは、大阪ガスまたはO S S等の係員が出勤し、異常を確認したうえで、お客さまと連絡がとれない場合に、必要に応じて、あらかじめお客さまよりお伺いしてある緊急連絡先電話番号に連絡を行います。ただし、お客さまが緊急連絡先電話番号に登録されない場合は、この限りではありません（緊急連絡先電話番号の登録には、お客さまから緊急連絡先電話番号をお伺いしてから3日間（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）程度を要する場合があります、登録手続きが完了するまでの期間については、当該緊急連絡先電話番号への連絡を行いません）。
2. 大阪ガスは、大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器のメンテナンス等のその他本サービスを正常に提供するために必要な場合に、お客さまと連絡がとれない場合には、あらかじめお客さまよりお伺いしてある緊急連絡先電話番号に連絡を行うことがあります。
 3. 大阪ガスは、お客さまがサービス料金等を支払期日を越えてもお支払いいただけない場合で、お客さまとの連絡がとれない場合には、あらかじめお客さまよりお伺いしてある緊急連絡先電話番号に連絡を行うことがあります。

(サービス料金および支払方法)

- 第13条** お客さまには、大阪ガスに対してご利用申込書に記載のサービス料金（消費税等相当額を含む）をお支払いいただきます。
2. 料金の算定は暦月を単位といたします。お客さまには、サービス開始日の属する月の翌月からサービス料金をお支払いいただきます。
 3. サービス料金には、次の費用は含まれませんので、これらの費用はお客さまに別途ご負担いただきます。
 - ①大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器に供給される電力の料金
 - ②通信設備の購入費用および通信設備に供給される電力の料金
 - ③通信回線の通信費用
 - ④住宅用ガス警報器の購入代金またはリース料金
 - ⑤住宅用火災警報器の購入代金またはリース料金
 - ⑥安心かけつけボタンの電池交換に関する費用

(サービス料金の請求時期等)

- 第14条** 大阪ガスはお客さまに対して、毎月のサービス料金を、その当該月に大阪ガスに対して支払われるべきガス料金と合算して請求させていただくものとし、その支払期日は、大阪ガスの「一般ガス供給約款」の規定による当該ガス料金の支払期限日と同一とします。ガス料金を口座振替またはクレジットカード払いの方法によりお支払いいただいている場合の、サービス料金の口座振替日またはクレジットカード会社から大阪ガスへの立替払い日は、当該ガス料金に係る日と同一といたします。
- サービス開始の時点で大阪ガスとガス使用契約がない場合は、ご要望をいただくまでは払込票にてお支払いいただきます。口座振替及び、クレジットカード払いをご希望の場合は、大阪ガスまでご連絡いただくものとします。ご要望いただいた場合でも、手続き完了までは、払込票にてお支払いいただくこととなります。
 - 大阪ガスのサービスを複数ご契約いただいている場合、サービスのご請求をまとめさせていただくことがあります。
 - 法令の改正により消費税等の税率が変更された場合は、大阪ガスはお客さまに対して、税率変更が施行された日の属する月のサービス料金から、新税率により算定し請求させていただきます。

(通信費用)

- 第15条** お客さまは、大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器が発する異常信号および定時発報等の信号の送信に要する一切の通信費用を負担するものとします。また大阪ガス通信装置および大阪ガス通信機器の取り付けに際して異常信号等のテスト送信に要する一切の費用についてもお客さまのご負担とします。
- 前項の規定にかかわらず、電話回線を利用して本サービスをご利用になる場合、第23条のガス自動検針等にかかる電話料金については、大阪ガスが負担いたします。

(解 約)

- 第16条** 本契約の解約については、第2項から第4項の規定によるものとします。なお、お客さままたは大阪ガスから相手方に対して本契約解約の意思表示が到達した日を「解約通知日」といい、本契約が解約となる日を「解約日」といいます。
- お客さまは、理由のいかんにかかわらず本契約を解約することができます。この場合、原則として解約通知日の属する月の末日を解約日としますが、お客さまのご希望により、解約通知日から解約通知日の属する月の末日までの任意の日を、解約日とすることができます。お客さまには当該月分のサービス料金をお支払いいただくものとし、日割り計算によるサービス料金の精算はいたしません。
 - 大阪ガスは、理由のいかんにかかわらず、解約日の1ヵ月前までにお客さまに本契約の解約を通知することにより、本契約を解約することができます。この場合大阪ガスは、解約日の属する月のサービス料金は請求しないものとします。
 - 前項にかかわらず、大阪ガスは、お客さまが次の事由に該当するときには、催告を要することなく本契約を解約することができます。この場合は、解約通知日をもって解約日としますが、お客さまには当該月分のサービス料金をお支払いいただくものとし、日割り計算によるサービス料金の精算はいたしません。
 - ①お客さまの責めに帰すべき事由により大阪ガスの通信装置または大阪ガス通信機器を滅失、毀損もしくは紛失したとき
 - ②第8条第2項に違反されたとき
 - ③第14条第1項規程により請求した料金のお支払期日後20日以内にお支払がないとき
 - ④お客さまが本サービスのためにご利用されている住宅用ガス警報器または住宅用火災警報器の有効期限が満了し、2ヶ月を経過してもなお更新されない場合
 - ⑤大阪ガスが、本サービスの提供上支障があると判断し、大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器の修理、設備更新または原状復旧が必要な場合に、大阪ガスからお客さまに対し、修理等の連絡を電話・訪問等の手段にて行ったにもかかわらず、1ヶ月以内に連絡がつかず、サービスの提供が停止されたままの状態にあるとき
 - ⑥大阪ガス通信装置を接続した通信回線にお客さまが何らかの変更を加えられることにより、本サービスの提供が困難となるとときまたは何らかの支障となる可能性のあるとき
 - ⑦安心かけつけボタンの悪戯目的での使用、緊急事態発生時以外での使用等、本サービスの目的に反した使用が繰り返された場合であって、大阪ガスからお客さまに対し改善を申し入れたにもかかわらず、状況が改善されないとき
 - ⑧お客さまが、暴力団その他の反社会勢力であると判明したとき
 - ⑨お客さまが、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求又は法的な責任を超えた不当な要求を行ったとき
 - ⑩お客さまが、偽計または威力を用いて本サービスを妨害したとき
 - ⑪本ご利用規程の各条項に違反したとき
 - ⑫前各号に掲げる事由の他、大阪ガスが本サービスの提供上支障があると判断したとき
 - お客さまと大阪ガスとの間で締結されているガス使用契約が解約された場合、本契約はガス使用契約の解約日をもって自動的に解約されるものとします。この場合、お客さまには解約日の属する月のサービス料金をお支払いいただくものとし、日割り計算によるサービス料金の精算はいたしません。
 - ご加入時に大阪ガスとガス使用契約を締結されていたお客さまが、本サービス加入後に大阪ガスとのガス使用契約を解約し、大阪ガス以外のガス会社との間でガス使用契約を締結された場合でも、本サービスは継続いただけます。解約をご希望される場合は、大阪ガスまでご連絡いただくものとします。ご連絡がないことによるお客さまの不利益に関し、大阪ガスは一切責任を負いかねます。
 - 大阪ガスとガス使用契約を締結されていない場合、ガス料金と同時収納ができないため、必要となる費用として、サービス利用料に加えて77円(税込)/月・支払方法(※)をお支払いいただきます。ただし、大阪ガスの指定する取次事業者とガス使用契約を締結している場合は対象外とします。

※支払方法は、払込み、口座振替及びクレジットカード払いのいずれかとなります。

※複数サービスをご利用いただいている場合に、各サービスの振替口座が異なる場合は、1口座当たり77円(税込)/月お支払いいただきます。

(例) 以下の場合、料金収納費用は308円(税込)/月となります。

A サービス：X銀行の口座振替(口座①)

B サービス：X銀行の口座振替(口座②)

B サービス：Y銀行の口座振替

C サービス：Z会社のクレジットカード払い

※同一の口座や同一のクレジットカードからの支払いの場合でも、お客さまのご要望により、複数サービスについて個別の金額を明示して請求させていただいている場合は1サービス当たり77円(税込)/月お支払いいただきます。

8. 大阪ガス以外とガス使用契約を締結されているお客さまが、転宅等によりガス会社とのガス使用契約が解約された場合であっても、本サービスは継続となります。解約をご希望される場合は、大阪ガスまでご連絡いただくものとします。ご連絡がないことによるお客さまの不利益に関し、大阪ガスは一切責任を負いかねます。
9. 本条第7項の場合は、本規程の内、大阪ガスとガス使用契約を締結している事を前提とする規定は適用されません。

(大阪ガス通信装置等の撤去)

- 第17条** 契約期間の満了により本契約が終了した場合および第16条の規定により本契約が解約された場合には、大阪ガスは、大阪ガス通信装置、大阪ガス通信機器（住宅用ガス警報器および住宅用火災警報器を除く）および監視ステッカーを撤去いたします。この場合、お客さまには撤去作業にご協力いただくものとします。
2. 大阪ガスは、大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器の取り外しにより生じるねじ穴跡や、監視ステッカーの取り外しにより生じる塗装剥がれ等の損傷について、原状に回復する義務を負わないものとします。

(賃貸物件に対する立ち入り等の承諾取得)

- 第18条** 対象物件が第三者へ貸与されている物件の場合で、お客さまが対象物件の貸主の場合、お客さまは、対象物件の借主に対して、お客さまの責任にて、本サービスおよびこのご利用規程の内容について説明し、借主の承諾を得るものとします。
2. 対象物件が第三者へ貸与されている物件の場合で、お客さまが対象物件の借主の場合、お客さまは、対象物件の貸主に対して、お客さまの責任にて、本サービスおよびこのご利用規程の内容について説明し、貸主の承諾を得るものとします。
 3. 大阪ガスは、お客さまが前2項に定める承諾を得なかったことにより生じた損害については一切責任を負いません。

(ご利用申込書記載内容の変更)

- 第19条** お客さまは、ご利用申込書に記載いただいた内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪ガスにその変更内容をご連絡いただきます。
2. 前項の連絡がないことにより本サービスの提供に支障が生じても、大阪ガスはその責めを負いません。

(サービス内容の変更)

- 第20条** 本サービスをご契約されているお客さまが、大阪ガス通信機器の追加・撤去によりサービス内容を変更される場合には、変更後のサービス内容に基づき改めて契約をご締結いただきます。

(契約内容の改定について)

- 第21条** 大阪ガスは、経済情勢の変動またはその他の事由によりサービス料金を維持しがたい場合は、改定日の1ヶ月前までにお客さまに通知したうえで、サービス料金を改定いたします。ただし、法令の改正による消費税率等の変更によるサービス料金改定の場合およびサービス料金の値下げ改定の場合は、次項に規定する手続きによりお知らせすることとします。
2. 大阪ガスは、本サービスのご利用規程を変更させていただくことがあります。なお、変更後のご利用規程につきましては、大阪ガスホームページ（<http://www.osakagas.co.jp>）等にてお知らせいたします。

(損害賠償)

- 第22条** 大阪ガスは、本サービスの提供にあたって、大阪ガスの責めに帰すべき事由によりお客さまに損害を与えた場合、その賠償の責めを負うものとします。
2. 本サービスは、災害等の早期発見および早期対応による災害の拡大防止を目的とするサービスであり、災害等発生防止を保証するサービスではありません。したがって、大阪ガスは、対象物件でガス漏れ・火災・身体に関する非常事態等が発生したことによりお客さまが被られた損害について、本契約に基づいて賠償する責めを負いません。これらの災害（損害）に対する備えとして、お客さまご自身で火災保険等にご加入ください。

(大阪ガスが賠償する責めを負わない損害の例)

- ①天災・地変・通信回線障害や停電等、不可抗力による損害
- ②大阪ガスの所有する大阪ガス通信装置および大阪ガス通信機器の瑕疵および本サービスの運用における瑕疵との因果関係が認められない損害(例、通常のサービス運用上阻止できない災害拡大により生じた損害等)
- ③本サービスの対象物件自体の瑕疵もしくはお客さまの管理上の瑕疵またはお客さまの故意や過失により生じた損害
- ④火災発生等にもなう消防隊、警察隊等による入口扉・窓等破壊等の損害
- ⑤地震・火災などの災害により、またはこれらの災害に起因して被った損害
- ⑥窃盗または強盗のために生じた火災または爆発等による損害
- ⑦大阪ガス通信機器の検知エリア以外から生じた損害
- ⑧大阪ガス通信装置または大阪ガス通信機器の目的外利用から生じた損害
- ⑨本サービス対象に設置されたセンサー等をお客さままたはお客さまに係わる関係者が大阪ガスの承認を得ずに移設、変更、撤去、再設置、分解および加工等を行なったことに起因して発生した損害
- ⑩申込内容に変更が生じ、大阪ガスへのご連絡がなく、その変更内容に起因する損害

上記は、大阪ガスが賠償の責を負わない損害を例示したものであり、上記以外の損害であっても、大阪ガスの責めに帰さない事由により生じた損害については、大阪ガスは損害賠償の責めを負いません。

(ガス自動検針等)

- 第23条** 「ガス自動検針」とは、通信回線を通じてガスメーターの計量値を自動的に読み取り、検針するものです。
2. 大阪ガスは、本サービスご利用の対象物件においては、原則としてガス自動検針を適用させていただきます。ただし、回線の不具合等の事由によりガス自動検針ができない場合もしくは大阪ガスが必要と判断した場合は、検針員が検針にお伺いします。
 3. 大阪ガスは、ガス自動検針のためにお客さまの通信回線を使用させていただきます。またガス安定供給および保安維持のために計測を行うこともあります。その場合もお客さまの通信回線を使用させていただきます。

(協議事項)

- 第24条** お客さまと大阪ガスは、本契約に定めのない事項については、法令および商慣習に従うほか、誠意をもって協議いたします。

(お客さま情報の取り扱い)

第25条 ご利用申込書にご記入いただいた個人情報の利用目的については、別にお渡しする「お客さま情報の利用目的」をご参照下さい。

(業務委託等)

第26条 大阪ガスは、本サービス業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託することがあります。大阪ガスは、監視・出勤業務については、O S S等に委託いたします。「販売」、「施工」、「メンテナンス」の業務については大阪ガスのるるコール特約店、大阪ガスサービスショップ等に委託いたします。集金業務については大阪ガスファイナンス株式会社等に委託することがあります。

2. 大阪ガスは、業務の一部を委託する場合に、大阪ガスから業務委託先に対し、必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。この場合、大阪ガスは、業務委託先との間でお客さま情報の取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

(クーリングオフ)

第27条 本サービスのクーリングオフに関しては、別添「クーリングオフのお知らせ」の記載内容をご覧ください。

(ステーション 24 倶楽部への入会)

第28条 お客さまは、大阪ガスの「ステーション 24 倶楽部」に入会する資格を有します。「ステーション 24 倶楽部」の詳細につきましては、別にお渡しするパンフレット類および「ステーション 24 倶楽部 会則」をご参照ください。

(本規程の改訂)

第29条 本規程は、2021 年 4 月 1 日から有効とします。

本サービスを構成する各サービスの概要について

【ガスメーターの遠隔しゃ断サービス】

「ガスメーターの遠隔しゃ断サービス」は、対象物件にガスメーターと大阪ガス通信装置を設置し、これらの装置をお客さま加入の通信回線で監視センターと結ぶことにより、以下のサービスを行います。

＜お客さま依頼に基づく、ガスメーターの遠隔しゃ断＞

お客さまが、外出先でガスの消し忘れが気になった場合などに、監視センターにお電話していただくと、監視センターからガスメーターを遠隔操作し、ガスをしゃ断いたします。

- (1) 遠隔しゃ断はガスメーターを操作してガスを止めるものです。お客さまが指定される個別のガス器具へのガス供給を止めることはできません。
- (2) 何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればガスメーターのメーターガス栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。
- (3) 電話回線にて遠隔しゃ断等の通信を実施した場合、対象物件の電話機の呼び出し音が鳴ります。

【住宅用ガス警報器による台所通報サービス（ガス）】

住宅用ガス警報器が、ガスもれの発生を検知した場合、警報ランプおよび音声でお知らせするとともに、監視センターに異常信号を自動通報します。

監視センターは、直ちにお客さまに電話で連絡をとり、住宅用ガス警報器の吹鳴状況を確認すると共に、ガス臭気の有無をお客さまに確認いたします。

- (1) 「住宅用ガス警報器による台所通報サービス（ガス）」は、台所におけるガスもれの早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。ガスもれの発生を未然に防止したり、発生したガスを拡散・排出したりするサービスではありません。
 - 1) ガスもれ警報時、ガス臭気があるとき、ガスもれ警報が継続して吹鳴しているとき
監視センターからお客さまに緊急処置を依頼します。また、監視センターからガスメーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出勤し、ガス設備点検を行います。
 - 2) お客さまがご不在のとき
監視センターからガスメーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出勤し、可能な範囲でガス設備を点検いたします。また、あらかじめお客さまよりお伺いしてある緊急連絡先電話番号へ連絡します。
- (2) お客さまが電話回線をご使用中の場合は、住宅用ガス警報器からの異常信号の受信および監視センターからお客さまへの電話連絡はできません。
- (3) 何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればガスメーターのメーターガス栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。

【住宅用ガス警報器による台所通報サービス（不完全燃焼）】

住宅用ガス警報器が、不完全燃焼排気ガスの発生を検知した場合、警報ランプおよび音声でお知らせするとともに、監視センターに異常信号を自動通報します。

監視センターは、直ちにお客さまに電話で連絡をとり、住宅用ガス警報器の吹鳴状況を確認すると共に、ガス機器の使用状況をお客さまに確認いたします。

- (1) 「住宅用ガス警報器による台所通報サービス（不完全燃焼）」は、台所における不完全燃焼の発生（一酸化炭素の発生）の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。不完全燃焼の発生を未然に防止したり、発生したガスを拡散・排出するサービスではありません。
 - 1) 不完全燃焼排気ガス警報のとき
監視センターからお客さまに緊急処置を依頼します。
 - ①使用中のガス機器がない場合、あるいは使用中のガス機器を使用中止し緊急処置（窓の開放）をとっていただいた後も、なお住宅用ガス警報器の吹鳴が継続している場合は、大阪ガスの係員が出勤し、ガス設備等を点検いたします。
 - ②使用中のガス機器を使用中止し、窓を開放していただくことにより、住宅用ガス警報器の吹鳴が停止した場合は、当該ガス機器の使用を禁止させていただきます。また、大阪ガスの係員が出勤し、ガス設備等を点検いたします。
 - 2) お客さまがご不在のとき
監視センターからガスメーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出勤し、可能な範囲でガス設備を点検いたします。また、あらかじめお客さまよりお伺いしてある緊急連絡先電話番号へ連絡します。
- (2) お客さまが電話回線をご使用中の場合は、住宅用ガス警報器からの異常信号の受信および監視センターからお客さまへの電話連絡はできません。
- (3) 何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればガスメーターのメーターガス栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。

【住宅用ガス警報器による台所通報サービス（火災）】、【住宅火災警報器による火災通報サービス（オプションサービス）】

住宅用ガス警報器または住宅用火災警報器の火災センサーが、火災を検知した場合、警報ランプおよび警報音でお知らせするとともに、監視センターに異常信号を自動通報します。

監視センターは直ちにお客さまに電話で連絡をとり、住宅用ガス警報器または住宅用火災警報器の吹鳴状況や火災の状況を確認いたします。

- (1) 「住宅用ガス警報器による台所通報サービス（火災）」および「住宅用火災警報器による火災通報サービス」は、火災の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。火災の発生を未然に防止したり、発生した火災の鎮火を行ったりするサービスではありません。
 - 1) 火災が発生していることが確認された場合
監視センターからガスメーターを遠隔操作し、ガスをしゃ断します。お客さまより消防機関へ通報いただくとともに、O S S等の係員が出勤し、点検を行います。

2) お客さまがご不在の場合

監視センターからガスメーターを遠隔操作し、ガスをしゃ断します。その後、ＯＳＳ等の係員が出勤し、家屋外観からの点検を行います。点検の結果、異常を確認した場合は消防機関等へ連絡します。また、あらかじめお客さまよりお伺いしてある緊急連絡先電話番号へ連絡いたします。

- (2) お客さまが電話回線をご使用中の場合は、住宅用ガス警報器または住宅用火災警報器の異常信号の受信および監視センターからお客さまへの電話連絡はできません。
- (3) 何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればガスメーターのメーターガス栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。
- (4) ＯＳＳ等の係員が、対象物件へ出勤し点検を行ったときは、点検結果を記載した出勤報告書を対象物件へ等函します。
- (5) ＯＳＳ等は、上記の業務を第三者に再委託することがあります。

【ガス消し忘れ自動通報サービス（オプションサービス）】

「ガス消し忘れ自動通報サービス」は、対象物件にガスメーターと大阪ガス通信装置を設置し、これらの装置をお客さまの通信回線で監視センターと結ぶことにより、以下のサービスを行ないます。

＜一定時間ガス連続使用時におけるガスメーターの連続使用確認信号の自動通報＞

- (1) ガスの消費量区分毎にあらかじめ設定された時間以上、お客さまが連続してガスを使用した場合に、ガスメーターは、連続使用確認信号を監視センターに自動通報します。通常、①調理器具の場合、夏期で150分、冬期で360分、②一般的な風呂釜の場合、夏期で60分、冬期で80分に設定されています。
※冬期から夏期への変更は4月～5月、夏期から冬期への変更は10月～11月に順次行います。
- (2) 通報を受けた場合、監視センターは直ちにお客さまに電話で連絡をとり、ガスの使用状況の確認を行ないます。ガスメーターの連続使用確認信号の自動通報理由が不明のとき、またはお客さまがご不在のときは、監視センターからガスメーターを遠隔操作しガスをしゃ断します。
- (3) 「ガス消し忘れ自動通報サービス」には、調理器具のこげつきや立ち消えを防止する機能はありません。また、お風呂の沸かしすぎを防止する機能はありません。
- (4) お客さまのガス機器の所有状況及び使用状況等により、設定時間を変更する場合があります。
- (5) 対象物件に家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）を使用されますと、当該「ガス消し忘れ自動通報サービス」はご利用いただけません。
- (6) テーブルコンロの torch 火など、ガス使用量が非常に小さい（0.62kW 以下）の場合、自動通報は行いません。

＜ガスメーターの安全機能作動時のしゃ断信号の自動通報＞

- (1) ガスメーターは安全機能が作動した場合ガスをしゃ断し、警報ランプを点滅させます。この場合、ガスメーターは、しゃ断信号を監視センターに自動通報します。
- (2) 監視センターはお客さまに電話で連絡をとり、しゃ断の理由（原因）、ガスの使用状況に応じた対応方法、復帰の方法等を説明します。お客さまがご不在の場合は、あらかじめお客さまよりお伺いしてある緊急連絡先電話番号へ連絡いたします。
- (3) ガスメーターの安全機能の作動によりガスのしゃ断が行なわれる条件は以下のとおりです。
 - ①ガスメーターの大きさ（能力数）で決められた以上の大量のガスが流れた場合（ガス器具を一度にたくさん使用した場合、ガス器具を大型のものに取り替えた場合、ゴム管を誤って外した場合、工事などでガス管を破損した場合等）
 - ②流量に変化がない状態でガスを長時間連続して使用している場合
 - ③ガスメーター上流側でガスの供給圧力が約 0.3kPa 以下に低下した場合
 - ④大きな震度＜震度5 相当＞約 200gal 以上の揺れを感知した場合※ただし、地震の場合は電話会社による電話回線の制限や、通報の集中があるため、監視センターへの自動通報、監視センターからお客さまへの電話連絡が行われない場合があります。

＜ガスメーターの微量ガスもれ異常信号の自動通報＞

- (1) 微量のガスが30日間連続して流れている場合、ガスメーターの安全機能が作動し、警報ランプを点滅させます。この場合、ガスメーターは、異常信号を監視センターに自動通報します。
- (2) 監視センターはお客さまに連絡をとり、ガスの使用状況を確認し、状況に応じた対応方法を説明します。ガスの微量もれが疑われる場合には、大阪ガスの係員が出勤いたします。
- (3) 湯沸器などの種火やガスヒューズ（GHP）等を30日以上続けてお使いになっていると、ガスの微量もれと同じ判定がなされ、異常信号が自動通報されます。この場合は、お客さまのご都合のよいときにガスを1時間以上止めていただきます。

【安心かけつけボタンによる救急通報サービス（オプションサービス）】

火災や身体に関する非常事態発生時、お客さまが安心かけつけボタンのボタンを押下された場合、異常信号がお客さまの通信回線を通じて監視センターへ送信されます。異常信号を受信した監視センターではお客さまへ電話による安全確認の連絡を行い、本電話連絡にて安全が確認できない場合にはＯＳＳ等の係員が出勤します。また、状況に応じてあらかじめお客さまよりお伺いしてある緊急連絡先電話番号、消防署等の関係機関への連絡を行います。

- (1) 「安心かけつけボタンによる救急通報サービス」は、火災等や身体に関する非常事態発生の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。防犯や介護を目的としたサービスではありません。
- (2) 安心かけつけボタンのご使用は火災等や身体に関する非常事態発生時に限定させていただきます。
介護を要する方や心臓病等をお持ちの方にはご利用いただけません。また、防犯用途にはご利用いただけません。
- (3) 安心かけつけボタンのボタンは、2秒以上押し続けて下さい。押下が2秒以下の場合、異常信号が監視センターに送信されません。
- (4) この安心かけつけボタンは、対象物件の建物外や水中ではご利用できません。
- (5) 安心かけつけボタンの電池交換はお客さまにより実施いただきます。電池交換が適切にできない場合には異常信号が監視センターに送信されません。お客さまが電池交換等の安心かけつけボタンを適切に管理されないことにより生じた損害について、大阪ガスはその責任を負いません。
- (6) 救急通報発生時に専門的介護機関、医療機関等との連携対応をはかることを予定したサービスではありません。
- (7) ＯＳＳ等は、このサービスに関する業務を第三者に再委託することがあります。

クーリング・オフのお知らせ

- ① 特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）にいう訪問販売でお申し込み（またはご契約）された場合、本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申し込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
- ② 上記①に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申し込みの撤回または契約の解除に関する事項につき不実のことを、告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによってお申し込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
- ③ 上記①または②のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまは、損害賠償または違約金の負担はなく、役務の提供が既になされている場合においても、代金その他の金銭の支払を請求いたしません。代金がお支払い済みのときは、速やかにその全額を返還いたします。
- ④ 上記①または②のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合、本契約にかかる役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、現状回復に必要な措置を無償で講じます。
- ⑤ クーリング・オフの書面は、下記の連絡先宛にお送りください。

連絡先 〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3丁目6番35号
大阪ガス株式会社 大阪ガスSPカスタマーセンター

☎0120 - 067 - 024

532-0024 大阪市淀川区十三本町 三―六―三五 大阪ガス株式会社 大阪ガスSP カスタマーセンター 宛	申込日 令和 年 月 日 ・住所 ・氏名 ・電話番号 印 右記日付の申込みは撤回し、 契約は解除します。
---	--

お客さま情報の利用目的について

当社は、ガス・電気・熱等の各種エネルギーや当社の商品・サービスをお客さまにご利用いただくにあたり、当契約の申込み受付等により、当社が直接または業務委託先等を通じて、お客さまの個人情報（お客さまの氏名・住所・電話番号等）を取得いたしますが、これらの個人情報は以下の目的に利用させていただきます。

- ①エネルギー供給およびその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の修理・取替・点検等の保安活動
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む。）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- ⑦その他上記①から⑥に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、保証サービス会社、協力会社（サービスショップ、メンテサービス会社、工事会社等）等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

「ステーション24倶楽部」会則

本規約は大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）が「ステーション24倶楽部」会則に提供する会員サービスに関し、規定したものです。

第1条（名称）

本会は「ステーション24倶楽部」と称します。

第2条（事務局所在地）

本会を運営・管理するために、当社は「ステーション24倶楽部事務局」（以下「事務局」といいます）を、大阪市淀川区十三本町3-6-35（大阪ガス淀川ビル）に設置します。

第3条（目的）

本会は、本会会員に対して以下のサービス（以下、「本サービス」といいます）を提供することを目的とします。

①電話による「無料健康相談サービス」

ご自宅の電話で、健康・介護に関する相談および情報提供を受けることができるサービスです（医療行為や健康指導を行うものではありません）。

②大阪ガス株式会社からの以下に記載する事業に関する情報の発信（会報の送付等の手段により行います）

(1) 「くるびこ」サービス全般

(2) エネルギー供給およびその普及拡大

(3) エネルギー供給設備工事

(4) エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の修理・取替・点検等の保安活動

(5) 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等の、エネルギー供給事業に関連するサービスの提供

(6) エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス

(7) 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発

③以下に記載する、大阪ガスグループ会社・大阪ガスサービスショップが提供するサービスに関する情報の配布・斡旋（パンフレット・ダイレクトメールの送付等の手段により行います。会員に対する情報の配布・斡旋は当社が行い、サービス提供を行う会社に対し会員の個人情報を開示・提供することはありません。）

(1) 大阪ガスグループ

会社名	提供するサービス内容
大阪ガスセキュリティサービス株式会社	緊急通報サービス、ホームセキュリティサービスの提供

(2) 大阪ガスサービスショップ

会社名	提供するサービス内容
下記ホームページに掲載 http://www.osakagas.co.jp/pdf/01.pdf	・ガス機器の販売、点検、修理 ・ホームセキュリティサービスの販売 ・その他、上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR

2. 本サービスの詳細については、ご利用の手引き等を通じてお知らせいたします。

3. 当社は第1項第2項および第3項のサービスについて、会員の本サービスの利用履歴等により、提供する情報を選択する権利を有するものとします。

第4条（入会資格等）

本会の会員は、当社が提供する「くるびこ」サービスのご契約者であり、かつ本会への入会のお申込をいただいた方とします。また、入会申込者は本会則を承認したものとみなします。

第5条（会費等）

入会金および会費は無料とします。

第6条（個人情報の取扱い）

会員が登録した会員情報は当社が責任をもって保管し、会員のプライバシー保護および個人情報保護に十分留意するものとします。

2. 当社は本サービスの提供にあたり、入会申込の受付・本サービスのご利用・本会に関するお問合せ等の機会に、直接または業務委託先等を通じて、会員の個人情報（氏名・住所・電話番号・性別・年齢・電子メールアドレス等）を取得しますが、これらの情報は以下の目的に利用させていただきます。

①第3条記載の本サービス提供のため

②その他上記①に附随する業務の実施のため

3. 会員情報については以下の各号に該当する場合を除き、第三者への開示は行わないこととします。

①会員が個人情報（氏名・住所・電話番号・性別・年齢・電子メールアドレス等）の開示について、同意する場合

②当社が会員の本サービス利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報（会員の個人が特定できない情報群）を開示する場合

③本サービスを行うために業務委託先事業者、業務に必要な情報を開示する場合

④個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号記載の場合

4. 会員は、入会の際に申告する登録情報のすべての項目に関して、いかなる虚偽の申告もしないものとします。

5. 住所・電話番号等、本会への登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに所定の手続きを行う義務を負うこととします。

第7条（変更）

入会申込書にご記入いただいた事項について変更が生じた場合は、すみやかに事務局へ連絡していただきます。

2. 前項の変更連絡が遅れたことにより、お客さまが何らかの損害を被られた場合、当社はその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第8条（会員の資格の喪失・退会）

会員が「くるぴこ」サービスを解約した場合または「くるぴこ」ご利用契約が終了した場合は、会員の資格を喪失するものとします。

2. 会員は、事務局に電話または文書で通知することにより、いつでも本会を退会することができます。
3. 会員が「無料健康相談サービス」の目的外利用を繰り返し行うなど本サービスの運営上支障となる行為を行い、当社が改善を申し入れたにもかかわらずその状況が改善されない場合、当社は当該会員を除名することができるものとします。

第9条（会則の変更）

当社は、会員の事前の承諾を得ることなく、本会則の全部または一部を変更できるものとし、当社は、変更後の会則を当社ホームページ（<http://www.osakagas.co.jp>）に掲載することで会員に通知します。

2. 前項の規定にかかわらず、第3条から第6条の規定について変更する場合または会員にとって不利益となる変更もしくは会員に何らかの義務を課す内容の変更の場合は、当社が適当と判断する方法でも会員に通知します。会員が当該通知の受領後1ヶ月以内に会則の変更に同意しない旨の連絡を当社に行わない場合、当該会員は本会則の変更に同意したものとみなします。

第10条（本サービスの停止または廃止）

当社は、1ヶ月前までに会員に通知することにより、本サービスの全部または一部を停止または廃止できるものとします。

第11条（損害賠償）

当社は、本サービスに関する当社から会員への情報提供が遅延または未到達の場合であっても、会員に対して何らの責任を負わないものとします。

2. 当社が本サービスにより会員に提供した情報に瑕疵が存在し、当該瑕疵により会員に損害が生じた場合であっても、当社はこの損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 当社は、当社が本サービスの全部または一部を停止または廃止した場合であっても、会員に対して何らの責任を負わないものとします。

第12条（準拠法）

本会則の効力および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第13条（合意管轄）

本会則および本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附 則

本会則は、2019年10月1日より効力を発する。

以上